

### 3 法定合併協議会の組織等

- ・法定協議会の委員数は、最多で33人、最小で10人、開催回数は最多で45回となっている。
- ・合併協議会の小委員会として、建設計画、名称、市・町章等を検討するものを設けている。

合併市町	構成人数(人)				設置数		開催回数(回)		
	協議会	小委員会	幹事会	事務局	専門部会	分科会	協議会	小委員会	幹事会
いなべ市	10	-	4	9	9	25	11	-	20
志摩市	25	議員の任期等10 医療福祉10	10	11	13	24	23	議員4 医療福祉2	27
伊賀市	23	計画8 自治基本条例20 市民活動支援センター15 市章8	6	9	43	92	16	計画6 自治基本条例7 市民活動支援センター6 市章1	25
桑名市	23	計画13 名称3	12	11	8	37	17	計画8 名称3	45
松阪市	18	計画5	12	13 (H16.4.1~)11	25	68	21	計画7	40
亀山市	25	計画16 名称6 議員10	3	10 (H16.4.1~)6	22	50	27	計画12 名称2 議員2	41
四日市市	33	計画15	10	10	13	49	12	計画7	12
大紀町	31	名称22 町章12	9	9	12	28	12	名称3 町章2	15
南伊勢町	26	-	3	7 (H17.4.1~)6	14	0	13	-	16
紀北町	21	計画30 事務所10	7	8 (H17.4.1~)9	15	25	20	計画3 事務所7	30
伊勢市	24	計画11	4	12 (H17.2.1~)9	46	63	20	計画9	30
熊野市	13	計画12	4	8 (H17.4.1~)7	13	39	12	計画3	14
津市	24	-	22	18 (H15.4.1~)19 (H17.4.1~)15	16	90	45	-	75
多気町	17	計画10 名称8	9	7	13	-	22	計画6 名称3	29
紀宝町	15	計画12 名称8 町章8	4	11 (H17.1.1~)9	12	-	20	計画5 名称5 町章4	20
大台町	21	計画10 名称8 町章8	7	5 (H17.2.1~)6	11	33	13	計画3 名称3 町章1	29

協議会委員には監査委員を含まない。事務局職員は業務補助職員を含まない。専門部会、分科会数は最終の数